

Passo

a passo
一歩ずつ

大阪府工賃向上計画支援事業

2013.6.1~6.30

059

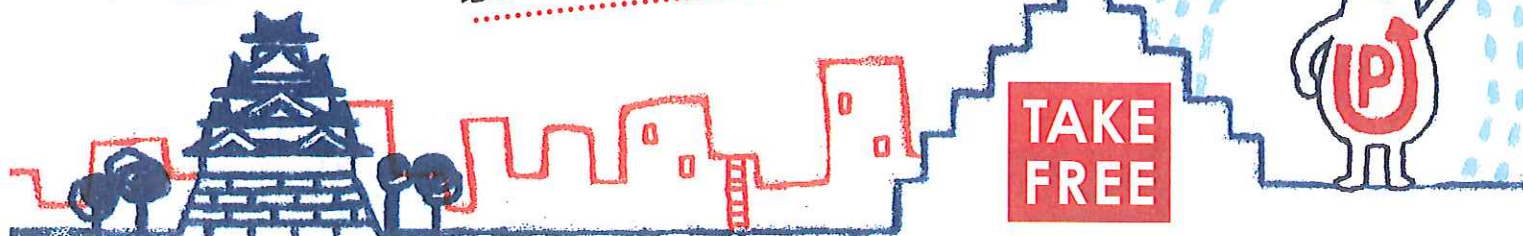


今月の「いいね!」



とうふく

大阪府工賃向上計画支援事業は、
大阪府内の福祉事業所で働く障がいのある人たちの
「もっと働く機会を」という願いをかなえるために様々な支援をしています。
ニュースレター Passo は、福祉事業所と企業、
地域などをつなぐ情報を発信しています。





とうふく

周辺には工場や企業が多く、出勤時や昼休みを利用して近隣で働かれる方が車を預けに来られます。また営業時間が平日の日中であることから主婦層の利用客も多いそうです。お客さんからは「安くて丁寧」と評判で、口コミで知り訪ねて来られる方も少なくなく、安定した仕事として定着されてきたそうです。しかし、数年前に売上をあげるために取り組んだ車種ごとの価格設定やガソリンスタンドでのドライブスルー洗車の広がり等から、売上を維持することが厳しくなってきたそうです。

どうやって売上を持ち直すかをみんなで考えた結果、新たな“ウリ”として「撥水コーティング」の技術がメニューに導入されることになりました。価格も一般的な営業所より安い料金に設定したこともあり、車へのこだわりを持つお客さんに関心を持ってもらうことができて、新規顧客獲得にもつながったとのこと。また、撥水コーティングは収益性の高い商品であることから売上にも反映され、この3月は前年比倍になったそうです。さらに新技術の導入に伴い、事業所の職員さんが撥水コーティングの研修を受けた際に効率的な洗車の技術も学ばれ、これまでの自己流の洗車方法を見直すきっかけにもなったそうです。

東大阪市にある「とうふく」さんでは今から10年ほど前に“楽しく取り組み体を動かせる仕事をしよう”と洗車事業を始められました。毎朝9時半に朝礼、それから営業所の掃除をして洗車の作業に入ります。去年から揃えられたというユニホームを着てきぱきと動いておられました。

作業方法の見直しは工程の細分化につながり、利用者の皆さんも作業に取り組みやすくなったとのこと。



今後はさらに売上を伸ばしていくために、この取り組みをさらに多くの人に知ってもらうことやお客さんのニーズにあった営業展開を考えていくことが課題とのこと。

社会福祉法人青山会 とうふく

東大阪市西岩田4-9-8

TEL 06-6789-7272 FAX 06-6789-7271

支援策の集団研修がはじまりました!!

今年度の経営ノウハウ支援、技術力向上支援（販促ツールを除く）については、支援を希望された事業所に対して選考結果をお知らせしています。今後は日程を調整して、6月からいよいよ各事業所へ支援者の派遣がスタートします。



さて、前回もお知らせしましたが販促ツールと販路コーディネート支援を希望された事業所を対象に集団研修がはじまりました。まず、5月16日と28日には販促ツールセミナーを開催し、チラシやポップなど販促ツールについての支援を希望された事業所のうち25事業所が参加されました。

セミナーの内容は販促ツールの基本的な考え方や活用法を学んだり、普段使用しているチラシなどを持ち寄ってグループワークで課題を検討するなど、より実践的な内容となり、参加された事業所からも“販促ツールのコンセプトの大切さがわかった”“写真の撮り方などが具体的で役に立った”などの感想がありました。また、販路コーディネート支援については6月10日より大阪府下の5つの会場において集団研修を開催します。こちらでは企業OBである販路コーディネーターから営業についてのスキル・ノウハウを学んだり、各事業所の営業目標（方針）について検討をする予定です。



おしごと情報

お問い合わせ

電話 06-6949-3551
FAX 06-6920-3522

NO.1

箱折り作業

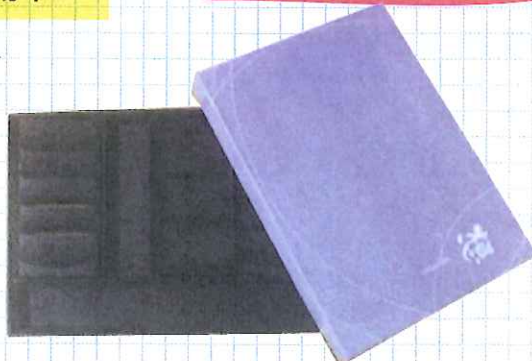
【作業条件】

★単価 大箱 13 円 (縦 31cm×横 43cm) ※写真参照⇒
小箱 12 円 (縦 24cm×横 43cm)

- 大阪市西区南堀江の企業様からのお仕事です
- 材料の引取りと納品は事業所でお願ひします
- 2 週間に約 1,200 個の完成が目安
- 手袋、キャップは事業所持ち

★申し込み期限
6/14 (金)
担当：赤木

※お申込みは、工賃引上げ計画シート
提出済みの事業所が対象となります。



NO.2

塩ビプレートの検品・袋詰め (シーラー封入) 作業

【作業条件】

★単価 30 円

- 大阪市西成区南津守の企業様からのお仕事です
- 材料の引取りと納品は事業所でお願ひします
- ※材料、納品ともに重量がかなりあります

★申し込み期限
6/14 (金)
担当：赤木

- ①塩ビプレートを検品し、中心のフタを抜く
- ②10 枚セットにして、シーラーで封入
- ③10 枚セットにしたものを、箱に入れる

NO.3

300 円～500 円の雑貨記念品募集!!

★申し込み期限
6/14 (金)
担当：福嶋

社会保険労務士事務所が毎月お客様にお届け
する月報に同封する記念品を募集。
8 月～来年 1 月までの商品を募集します!

季節のものやアイデア商品など
どんどん応募して下さい!!

【基本的な内容】

- 金額：300 円～500 円
- 個数：1 商品につき 40 個前後
- 条件：角 2 封筒に同封して送れる商品
- ※お客様のほとんどが会社なので、
文具類やオフィスで使える商品を希望。

【これまでに選ばれた記念品】

文具
セット
2 月
の商品



3 月
の商品
タオル



4 月
の商品
マグネット



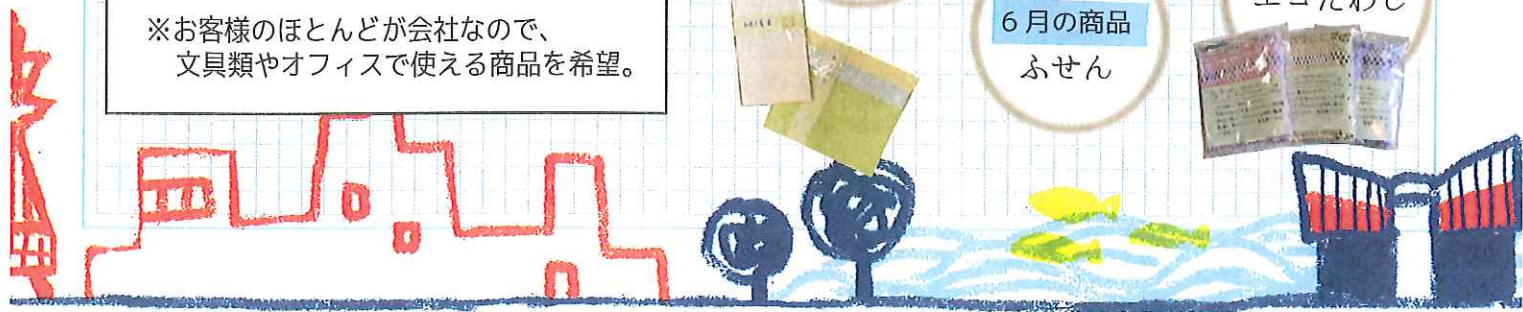
5 月
の商品
和紙封筒
セット



6 月
の商品
ふせん



7 月
の商品
エコたわし



企業の皆様へ

障がい者の「働く場」に対する発注促進税制が延長されました！！

障がい福祉サービス事業所等に対する発注を促進するため、障がい者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業の有する固定資産の割増償却を認める制度が2年間延長されることとなりました。



○適用期間 企業（法人）：平成25年4月1日～平成27年3月31日

個人事業主：平成26年1月1日～平成27年12月31日

○税制優遇対象者は青色申告者である全ての法人又は個人事業主。

○割増償却の対象となる固定資産は、現事業年度を含む3年以内に取得したものです。

○割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額

（固定資産の普通償却限度額の30%が限度）となります。

【具体例】

- ・ 固定資産が **1,000万円**（償却期間 **10年**、定額法）
- ・ 発注増加額が **20万円**（前年 **10万円**、今年 **30万円**）
- ・ 法人税率 **30%**の場合

普通償却限度額（①） $= 1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$

発注増加額（②） $= 20\text{万円}$

（合計）償却限度額（①+②） $= 120\text{万円}$

つまり、 $20\text{万円} \times 30\% = 6\text{万円}$ の節税になります。

企業、個人事業主の皆様、こうした国の制度を活用し、障がい福祉サービス事業所等に対してより一層の発注をお願いいたします。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

参考 URL：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/zeisei/>

お問合せ先

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

〒540-0006 大阪市中央区法円坂一丁目1番35号大阪市教育会館5階

TEL 06-6949-3551 FAX 06-6920-3522

mail kouchin@l-challenge.com URL <http://www.l-challe.com/kouchin>

